

「高年齢者雇用状況報告」の ⑪欄が変更になりました

変更の要点

1 ご報告いただく制度等の対象年齢

昨年まで → 70歳以上まで働ける制度等 (定年の廃止・引上げ等を除く)

今年から → 66歳以上まで働ける制度等 (定年の廃止・引上げ等を除く)

2 定年又は継続雇用制度以外の方法によって、66歳以上まで働ける制度等を定めている場合は、

その制度の具体的な上限年齢をご記入ください。 ※新規記入項目

～ 実際の報告書⑪欄は、以下のように変更されています。ご注意ください。～

【平成29年までの報告書】

⑪ <u>70歳以上</u> まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況	<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を <u>70歳以上</u> まで働ける制度を就業規則等に定めている(<u>上限年齢を規定していない場合を含む</u>) <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない →(<input type="checkbox"/> イ)導入予定あり <input type="checkbox"/> ロ)検討中 <input type="checkbox"/> ハ) <u>70歳以上</u> まで雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> ニ)予定なし
---	--

【平成30年からの報告書】

⑪ <u>66歳以上</u> まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況	<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を <u>66歳以上</u> まで働ける制度を就業規則等に定めている →(<input type="checkbox"/> イ) <u>該当する者を</u> <u>歳まで雇用</u> <input type="checkbox"/> ロ) <u>上限年齢を規定していない</u>) <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない →(<input type="checkbox"/> イ)導入予定あり <input type="checkbox"/> ロ)検討中 <input type="checkbox"/> ハ) <u>66歳以上</u> まで雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> ニ)予定なし
---	---

厚生労働省では、皆様からご報告いただいた内容を高年齢者雇用確保措置に関する指導・助言や各種施策の企画立案等の際に活用させていただいております。記入要領をご覧ください、正確な報告にご協力をお願いいたします。

